○岡山県災害対策本部規程

昭和五十七年四月一日 岡山県企業訓令 第二号 岡山県教育委員会訓令 岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程を次のように定める。

岡山県災害対策本部規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、岡山県災害対策本部条例(昭和三十七年岡山県条例第四十八号。以下「条例」 という。)第五条の規定により岡山県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関 し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 本部は、県下に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

- 第三条 本部は、次に掲げる事項を処理する。
 - 一 水防その他の緊急災害予防に関すること。
 - 二 災害救助その他の民生安定に関すること。
 - 三、災害の緊急復旧に関すること。
 - 四 災害時の公安に関すること。
 - 五 その他防災に関する事項

(組織)

- 第四条 条例第三条第一項の規定により本部に別表第一に掲げる部を置く。
- 2 部の事務を分掌するため別表第一に掲げる班を置く。
- 3 部に別表第一に定める部長及び次長を置き、班に同表に定める班長を置く。 (副本部長)
- 第五条 災害対策副本部長は、副知事をもつて充てる。

(部長、次長及び班長)

- 第六条 部長、次長及び班長は、それぞれ別表第一に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 2 部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命を受け、別表第二に掲げる所管事項を 掌理する。
- 3 次長は、部長を助け、部長に事故あるときは、部長の職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。 (部員)
- 第七条 部に別表第一に定める部員を置く。
- 2 部員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部連絡員)

- 第八条 本部連絡員を、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる班に置く。
 - 一 知事が別に定めるところにより危機管理を行うため設置する組織の構成員をもつて充てるもの 危機管理部危機管理班 危機管理部消防保安班

秘書部公聴広報班

総合政策部政策推進班

総務部総務学事班

県民生活部県民生活交通班

環境文化部環境企画班

保健福祉部保健福祉班

産業労働部産業企画班

農林水産部農政企画班

土木部監理班

出納部用度班

企業部施設班

文教部教育政策班

警察本部警備班

二 前号に掲げる者以外のものをもつて充てるもの

総務部財政班

土木部道路整備班

土木部河川班

十木部防災砂防班

災害の状況に応じて部長が必要と認める班

2 本部連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部の設置及び本部の活動に ついて常に危機管理部危機管理班と連絡するものとする。

(本部会議)

- 第九条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもつて構成し、本部長が招集する。
- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第三条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(地方災害対策本部)

- 第十条 本部長は、必要があると認めるときは、特定の区域において第三条に規定する事項を実施するため、当該区域を所轄する県民局に地方災害対策本部(以下「地方本部」という。)を設置する。
- 2 地方本部に、地方本部長及び地方副本部長を置き、地方本部長は地方本部が設置された県民局 (以下「設置県民局」という。)の長を、地方副本部長は設置県民局の次長をもつて充てる。
- 3 地方本部長は、本部長の命を受け、地方本部の事務を処用する。
- 4 地方本部の組織及び所管事項は、別表第三に掲げるとおりとする。 (水防活動)
- 第十一条 水防活動は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その業務を開始する。
 - 一 岡山地方気象台から大雨、洪水、津波又は高潮に関する警報が発せられたとき。
 - 二 岡山地方気象台から大雨、洪水又は津波に関する注意報が発せられたとき。
 - 三 水防管理者の報告その他により水防本部長がその必要を認めたとき。

(その他の防災活動)

- 第十二条 火災、風災等の災害防御活動は、岡山地方気象台から強風及び乾燥に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき、その業務を開始する。
- 2 震災の災害防御活動は、気象庁が定める震度階級の震度四以上の地震の発生を知つたとき、その 業務を開始する。

(救助活動)

第十三条 救助活動は、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条に該当すると

き、又は現に応急的な救助を必要とするとき、その業務を開始する。

(活動体制)

第十四条 前三条の防災活動業務の開始により本部が設置されたときは、関係の各部及び各班は、直 ちに別に定める非常執務体制を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(自衛隊の派遣)

- 第十五条 危機管理部長は、予想される災害の発生に対処するため、本部と自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、自衛隊連絡幹部の派遣を要請するものとする。
- 2 部長及び班長が自らの判断で自衛隊の出動要請を必要と認めたとき、又は市町村長等から自衛隊 派遣の要請を受けたときは、速やかに危機管理部危機管理班長にその旨を連絡しなければならな い。
- 3 本部長が自衛隊派遣要請を決定したときは、危機管理部危機管理班長は、派遣要請の手続をする ものとする。

(関係機関との連絡)

第十六条 部長及び班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、危機管理部長に協議するものとする。

(情報及び被害状況等の報告)

- 第十七条 部長及び班長は、市町村長及び出先機関の長等から災害に関する情報又は被害の状況の報告を受けたときは、危機管理部危機管理班長に連絡するものとする。
- 2 出先機関の長は、市町村長等から情報及び被害の状況の報告を受けたときは、速やかに主管部長に報告するものとする。

(本部の廃止)

第十八条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(部員等の心構え)

- 第十九条 班長及び部長は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般 の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ち に所定の部署につかなければならない。
- 第二十条 各部及び各班は、非常災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究 し、いかなる緊急事態にも対応できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第二十一条 各部及び各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第二十二条 この訓令に定めるもののほか本部について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一(第四条、第六条、第七条関係)

部	部長	次長	班	班長	部員
危機管理部	危機管理監	危機管理監 付参与	危機管理班	危機管理課長	危機管理課員
			消防保安班	消防保安課長	消防保安課員
秘書部	知事室長		秘書班	秘書課長	秘書課員
			公聴広報班	公聴広報課長	公聴広報課員
総合政策部	総合政策局	政策推進監	政策推進班	政策推進課長	政策推進課員
	長		統計分析班	統計分析課長	統計分析課員
総務部	総務部長	総務部次長	総務学事班	総務学事課長	総務学事課員
			人事班	人事課長	人事課員
			デジタル推進班	デジタル推進課長	デジタル推進課員
			財政班	財政課長	財政課員
			財産活用班	財産活用課長	財産活用課員
			税務班	税務課長	税務課員
県民生活部	県民生活部長		県民生活交通班	県民生活交通課長	県民生活交通課員
			中山間・地域振 興班	中山間·地域振興課 長	中山間・地域振興課 員
			市町村班	市町村課長	市町村課員
			航空企画推進班	航空企画推進課長	航空企画推進課員
			国際班	国際課長	国際課員
			くらし安全安心 班	くらし安全安心課 長	くらし安全安心課員
			男女共同参画青 少年班	男女共同参画青少 年課長	男女共同参画青少年 課員
			人権施策推進班	人権施策推進課長	人権施策推進課員
			総合ボランティ ア班	県民生活交通課総 括参事(県民協働推 進班に属する者に 限る。)	ボランティア関係課員
環境文化部	環境文化部	環境文化部	環境企画班	環境企画課長	環境企画課員
	長	次長	環境管理班	環境管理課長	環境管理課員
			循環型社会推進 班	循環型社会推進課 長	循環型社会推進課員

	ĺ				T
			自然環境班	自然環境課長	自然環境課員
			文化振興班	文化振興課長	文化振興課員
			スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員
			環境保健センタ 一班	環境保健センター 所長	環境保健センター所 員
保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉班	保健福祉課長	保健福祉課員
	長	次長	指導監査班	指導監査室長	指導監査室員
			医療推進班	医療推進課長	医療推進課員
			健康推進班	健康推進課長	健康推進課員
			生活衛生班	生活衛生課長	生活衛生課員
			医薬安全班	医薬安全課長	医薬安全課員
			子ども未来班	子ども未来課長	子ども未来課員
			子ども家庭班	子ども家庭課長	子ども家庭課員
			障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課員
			長寿社会班	長寿社会課長	長寿社会課員
産業労働部	産業労働部	産業労働部	産業企画班	産業企画課長	産業企画課員
	長	次長	企業誘致・投資 促進班	企業誘致·投資促進 課長	企業誘致・投資促進 課員
			産業振興班	産業振興課長	産業振興課員
			経営支援班	経営支援課長	経営支援課員
			観光班	観光課長	観光課員
			労働雇用政策班	労働雇用政策課長	労働雇用政策課員
農林水産部	農林水産部	農林水産部	農政企画班	農政企画課長	農政企画課員
	長	次長	組合指導班	組合指導課長	組合指導課員
			農産班	農産課長	農産課員
			畜産班	畜産課長	畜産課員
			耕地班	耕地課長	耕地課員
			農村振興班	農村振興課長	農村振興課員
			林政班	林政課長	林政課員
			治山班	治山課長	治山課員
			水産班	水産課長	水産課員

土木部	土木部長	土木部次長	監理班	監理課長	監理課員
			技術管理班	技術管理課長	技術管理課員
			道路建設班	道路建設課長	道路建設課員
			道路整備班	道路整備課長	道路整備課員
			河川班	河川課長	河川課員
			防災砂防班	防災砂防課長	防災砂防課員
			港湾班	港湾課長	港湾課員
			都市計画班	都市計画課長	都市計画課員
			建築指導班	建築指導課長	建築指導課員
			建築営繕班	建築営繕課長	建築営繕課員
			住宅班	住宅課長	住宅課員
出納部	出納局長		会計班	会計課長	会計課員
			内部事務班	内部事務課長	内部事務課員
			用度班	用度課長	用度課員
企業部	公営企業管 理者	管 企業局長	総務企画班	総務企画課長	総務企画課員
			施設班	施設課長	施設課員
			発電総合管理事 務所班	発電総合管理事務 所長	発電総合管理事務所 員
			工業用水道事務 所班	工業用水道事務所 長	工業用水道事務所員
文教部	教育長	教育次長	教育政策班	教育政策課長	教育政策課員
			財務班	財務課長	財務課員
			教職員班	教職員課長	教職員課員
			高校教育班	高校教育課長	高校教育課員
			義務教育班	義務教育課長	義務教育課員
			特別支援教育班	特別支援教育課長	特別支援教育課員
			保健体育班	保健体育課長	保健体育課員
			生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課員
			文化財班	文化財課長	文化財課員
			福利班	福利課長	福利課員
			人権教育・生徒 指導班	人権教育·生徒指導 課長	人権教育・生徒指導 課員

警察本部	警察本部長		警務班	警務部長	警務部内各所属職員
			生活安全班	生活安全部長	生活安全部内各所属職員
			地域班	地域部長	地域部内各所属職員
			刑事班	刑事部長	刑事部内各所属職員
			交通班	交通部長	交通部内各所属職員
			警備班	警備部長	警備部内各所属職員
			情報通信班	中国四国管区警察 局岡山県情報通信 部長	中国四国管区警察局 岡山県情報通信部内 各所属職員
受援調整部	人事委員長 事務局長 (者) の で で で で で で で の で の で の で の で の で り の で り の り の		受接総括班	人事委員会事務局 内及び労働委員会 事務局内班長若し くは災害の状況に 応じて本部長がに 名する職員又は 査事務局内課長	総合政策局内及び 総務部内各所属職 員
			被災者支援班	保健福祉部内課長	保健福祉部内各所 属職員及び住宅課 員
			り災証明・住家 被害認定調査支 援班	危機管理課員	り災証明又は住家 被害認定調査を行 う能力を有する職 員
			人的支援班	県民生活部内課長	県民生活部内各所 属職員及び人事課 員
			物資支援班	産業労働部内課長	産業労働部内各所 属職員
			連絡員受入班	総務部内班長	環境文化部内各所 属職員
災害の状況 に応じて本 部長が必要 と認める部	災害の状況 に応じて本 部長が指名 する職員	災害の状況 に応じて本 部長が指名 する職員	災害の状況に応 じて本部長が必 要と認める班	災害の状況に応じ て本部長が指名す る職員	災害の状況に応じて 本部長が指名する職 員

別表第二(第六条関係)

部	班	所管事項
危機管理部	危機管理班	1 県本部事務の総合調整に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。 4 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関すること。 5 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。 6 災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 7 国への連絡及び被害状況の報告に関すること。 8 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関すること。 9 現地対策本部及び地方本部に関すること。 10 関係機関の非常招集及び応援に関すること。 11 市町村の応急措置及び応援に関すること。 12 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること。 13 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること。
	消防保安班	1 災害時における消防及び高圧ガス、火薬類等の保安に関すること。 2 緊急消防援助隊の出動要請及び受入れに関すること。 3 岡山県下消防相互応援に関すること。 4 石油コンビナート等防災計画との調整に関すること。 5 消防防災ヘリコプターの運航に関すること。 6 危機管理班の応援
秘書部	秘書班	1 知事及び副知事の災害現地視察に関すること。
	公聴広報班	1 ラジオ、テレビ、新聞等による災害広報に関すること。2 災害に係る広報資料の収集に関すること。
総合政策部	政策推進班	1 災害復旧に係る施策に対する助言に関すること。 2 国に対する要望の総合調整に関すること。 3 政府調査団に関すること。 4 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(総合 政策部が所管するものに限る。)。
	統計分析班	1 他班の応援
総務部	総務学事班	1 災害時における総務部の総括及び連絡調整に関すること。 2 総務部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 私立学校の被害状況調査に関すること。 4 関係省庁の視察対応に関すること(総務部が所管するものに限る。)。 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(総務部が所管するものに限る。)。
	人事班	1 県職員(文教部及び警察本部を除く。)の非常招集及び非常配置に関すること。2 県職員の健康相談等福利厚生に関すること。
	デジタル推進班	1 災害時における岡山情報ハイウェイの機能確保に関すること。2 災害時におけるホームページ等の主要システムの機能確保に関すること。3 庁内のネットワーク環境等の確保に関すること。
	財政班	1 災害応急及び災害復旧費の予算措置に関すること。

1		
		2 県議会との連絡に関すること。
	財産活用班	1 県有財産(他の班の所管に属するものを除く。)の被害状況の取りまとめに関すること。2 県庁舎及び県庁分庁舎の被害状況の把握及び機能確保に関すること。3 電話による通信連絡の確保に関すること。4 未利用地の普通財産(他の班の所管に属するものを除く。)の災害対策のための貸付けに関すること。
	税務班	1 地方本部(税務部)との連絡調整に関すること。 2 災害時における県税の特例措置に関すること。
県民生活部	県民生活交 通班	 1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること。 2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。 4 有料道路の無料化措置に関すること。 5 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関すること。 6 関係省庁の視察対応に関すること。(県民生活部が所管するものに限る。)。 7 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(県民生活部が所管するものに限る。)。
	中山間·地 域振興班	1 他班の応援
	市町村班	1 り災市町村の行財政運営の助言に関すること。
	航空企画推 進班	1 岡山空港及び岡南飛行場の被害状況の取りまとめに関すること。
	国際班	1 外国人(外務省等の機関及び外国公館等を含む。)に対する情報提供及び相談に関すること。
	くらし安全 安心班	1 県民相談に関すること。
	男女共同参 画青少年班	1 他班の応援
	人権施策推 進班	1 他班の応援
	総合ボラン ティア班	1 ボランティアの受入れ等に関する統括及び連絡調整に関すること。
環境文化部	環境企画班	1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。 4 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。 5 関係省庁の視察対応に関すること(環境文化部が所管するものに限る。)。 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(環境文化部が所管するものに限る。)。

	環境管理班	1 ばい煙、有害ガス、有害物質等の漏えい等に対する措置に関すること。
	循環型社会 推進班	1 り災地における廃棄物の処理に関すること。
	自然環境班	1 自然公園関係施設の被害状況の取りまとめに関すること。
	文化振興班	1 文化施設の被害状況の取りまとめに関すること。
	スポーツ振 興班	1 武道館、プール等社会体育施設の被害状況の取りまとめに関すること。
	環境保健セ ンター班	1 大気、水質等の監視及び測定に関すること。 2 環境中の放射線量の測定に関すること。 3 感染症の検査に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること。 2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 災害救助法適用事務の総括に関すること。 4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。 5 災害救助基金に関すること。 6 被災者生活再建支援法に関すること。 7 義援金の募集分配に関すること。 8 地方本部(健康福祉部及び保健部)との連絡調整に関すること。 9 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 救援物資の備蓄に関すること。 11 保健師等の派遣調整に関すること。 12 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関すること。 13 災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。 14 県災害保健医療調整本部に関すること(保健分野の総括及び組織の運営。)。 15 関係省庁の視察対応に関すること(保健福祉部が所管するものに限る。)。
	指導監査班	1 障害者支援施設及び老人福祉施設の被害状況の取りまとめに 関すること。
	医療推進班	1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関すること。 2 病院、診療所その他医療施設に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること。 3 県災害保健医療調整本部に関すること(医療分野の総括及び組織の運営。)。
	健康推進班	1 り災地の防疫に関すること。 2 歯科医師、栄養士及び精神科医療チームの派遣調整に関すること。 3 精神保健関係施設(他の班の所管に属するものを除く。)の 被害状況の取りまとめに関すること。 4 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。
	生活衛生班	1 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 給水の応援要請に関すること。 3 り災地における衛生施設(下水道及び浄化槽を除く。)の管理 に関すること。 4 り災地における食品衛生指導に関すること。

		5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 動物の保護及び管理(避難所運営における愛がん動物の取扱いに関することを含む。)に関すること。 7 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。
	医薬安全班	1 救急医薬品等の確保及び補給に関すること。 2 災害時における医療用血液の確保及び供給に関すること。 3 人工透析、難病患者等の対策に関すること。 4 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること。 5 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。
	子ども未来班	1 児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。)の被害状況の取りまとめに関すること。
	子ども家庭班	1 児童対策の総合調整に関すること。 2 婦人保護施設及び児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活 支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 及び児童家庭支援センターに限る。)の被害状況の取りまとめに 関すること。
	障害福祉班	1 障害者対策の総合調整に関すること。 2 生活福祉資金の貸付けに関すること。
	長寿社会班	1 高齢者対策の総合調整に関すること。 2 国民健康保険関係被害の取りまとめに関すること。
産業労働部	産業企画班	1 災害時における産業労働部の総括及び連絡調整に関すること。 2 産業労働部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 応急救助用生活必需物資(主要食糧を除く。)の確保及びあつせんに関すること。 4 関係省庁の視察対応に関すること(産業労働部が所管するものに限る。)。 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(産業労働部が所管するものに限る。)。
	企業誘致 · 投資促進班	1 工業団地等の被害状況の取りまとめに関すること。
	産業振興班	1 所管施設の被害状況の取りまとめに関すること。
	経営支援班	1 商工関係の被害状況の取りまとめに関すること。 2 中小企業に対する融資に関すること。
	観光班	1 観光関係の被害状況の取りまとめに関すること。
	労働雇用政 策班	1 勤労者福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 高等技術専門校の被害状況の取りまとめに関すること。
農林水産部	農政企画班	1 災害時における農林水産部の総括及び連絡調整に関すること。 2 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 地方本部(農林水産事業部)との連絡調整に関すること。 4 関係省庁の視察対応に関すること(農林水産部が所管するものに限る。)。 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(農林水産部が所管するものに限る。)。
	組合指導班	1 農林金融に関すること。

		2 農協共同利用施設の被害状況の取りまとめに関すること。
	農産班	1 農作物の病害予防に関すること。 2 災害応急食糧の確保及び供給に関すること。 3 被害主要食糧の処理に関すること。 4 応急用農業種苗、農薬、農器具等の入手あつせんに関すること。 5 農作物及び農林水産物市場流通施設の被害状況の取りまとめ
		に関すること。
	畜産班	1 り災地における家畜飼料の入手あつせん、家畜伝染病の防疫、 傷害家畜の応急手当等に関すること。 2 家畜、畜産施設及び牧野の被害状況の取りまとめに関すること。
	耕地班	1 農林水産省所管(水産庁関係を除く。)の海岸保全区域の水防に関すること。 2 農地、農業用施設及び農林水産省所管海岸保全区域の被害状況の取りまとめに関すること。 3 所管ダムの洪水調節並びに被害状況に関する情報の収集及び通報連絡に関すること。
	農村振興班	1 耕地班の応援
	林政班	1 応急救助用建築用材、竹材等の入手あつせんに関すること。 2 林産物の被害状況の取りまとめに関すること。
	治山班	1 森林、林産物搬出施設及び治山施設の被害状況の取りまとめに関すること。
	水産班	1 応急救助漁船の確保に関すること。 2 増養殖施設、共同利用施設、水産物漁具、漁船、漁港及び水産 庁所管の海岸保全区域の被害状況の取りまとめに関すること。
土木部	監理班	1 災害時における土木部の総括及び連絡調整に関すること。 2 災害工事用資材の調達に関すること。 3 土木部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 関係省庁の視察対応に関すること(土木部が所管するものに限る。)。 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(土木部が所管するものに限る。)。
	技術管理班	1 他班の応援
	道路建設班	1 他班の応援
	道路整備班	1 豪雪災害対策活動に関すること。 2 道路防災活動に関すること。 3 り災地における道路交通の禁止及び制限に関すること。 4 り災地における道路交通の確保に関すること。 5 道路及び橋りようの被害状況の取りまとめに関すること。
	河川班	1 水防活動に関すること。 2 ダムの洪水調節に関する情報の収集及び通報連絡に関すること。 3 水防活動における企画、状況判断、緊急対策及び技術指導に関すること。

•		
		4 水防管理団体その他関係団体に対する水防指導に関すること。 5 水防資機材の確保に関すること。 6 河川及び一般公共海岸区域の被害状況の取りまとめに関すること。
	防災砂防班	1 水防活動に関すること。 2 洪水、雨水出水、津波及び高潮に対する水防に関する情報の収集及び通報連絡並びに組織の整備に関すること。 3 水防活動における企画、状況判断、緊急対策及び技術指導に関すること。 4 水防管理団体その他関係団体に対する水防指導に関すること。 5 水防資機材の確保に関すること。 6 砂防関係施設及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域の被害状況の取りまとめに関すること。
	港湾班	1 水防活動に関すること。 2 港湾施設及び国土交通省港湾局所管の海岸保全区域の被害状況の取りまとめに関すること。
	都市計画班	1 都市施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 流域下水道施設の災害応急措置、原状回復等に関すること。
	建築指導班	1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	建築営繕班	1 応急救助用建築資材の調達に関すること。
	住宅班	1 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関すること。 2 公営住宅への一時入居に関すること。 3 住宅応急支援窓口の設置に関すること。 4 公営住宅の被害状況の取りまとめに関すること。 5 賃貸型応急住宅の供与に関すること。
出納部	会計班	1 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。 2 災害見舞金の受領及び保管に関すること。 3 関係省庁の視察対応に関すること(出納部が所管するものに限る。)。
	内部事務班	1 他班の応援
	用度班	1 災害関係物資の購入及び出納保管に関すること。 2 庁用自動車の非常配置(警察関係を除く。)及び輸送力の確保 に関すること。 3 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関すること。
企業部	総務企画班	1 物品の調達及び車両の確保に関すること。2 関係企業への通報連絡に関すること。3 応急援護に関すること。4 その他庶務に関すること。
	施設班	1 災害時における企業部の総括及び連絡調整に関すること。 2 企業部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原 状回復等に関すること。 4 関係省庁の視察対応に関すること(企業部が所管するものに 限る。)。
	発電総合管	1 発電施設の災害応急措置及び原状回復等に関すること。

	理事務所班	
	工業用水道 事務所班	1 工業用水道施設の災害応急措置及び原状回復等に関すること。
文教部	教育政策班	1 災害時における文教部の非常招集、非常配備及び連絡調整に関すること。 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 教育庁出先機関との情報連絡に関すること。 4 県立学校職員の人身被害状況の取りまとめに関すること(他の班の所管に属するものを除く。)。 5 関係省庁の視察対応に関すること(文教部が所管するものに限る。)。
	財務班	1 公立学校、教職員住宅、共同調理場等の被害状況の取りまとめに関すること。2 公立学校建物等の応急復旧計画に関すること。3 県立高等学校(県立中等教育学校の後期課程を含む。)の被災家庭の生徒に対する授業料の減免に関すること。
	教職員班	1 公立学校教職員の人身被害状況の取りまとめに関すること(他の班の所管に属するものを除く。)。
	高校教育班	県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る次の事務 1 生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 3 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 4 教科書の被害及び補給状況のとりまとめに関すること。
	義務教育班	公立学校に係る次の事務(他の班の所管に属するものを除く。) 1 児童生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 3 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 4 教科書の被害及び補給状況のとりまとめに関すること。
	特別支援教育班	県立特別支援学校に係る次の事務 1 児童生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 3 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 4 教科書の被害及び補給状況の取りまとめに関すること。
	保健体育班	1 公立学校における応急救護及び保健衛生対策に関すること。 2 学校給食物資の被害状況の取りまとめ及びあつせんに関する こと。
	生涯学習班	1 公民館、図書館等社会教育施設(教育集会所は除く。)の被害状況の取りまとめに関すること。
	文化財班	1 文化財の被害状況の取りまとめ及び応急保護に関すること。
	福利班	1 教職員に対する災害給付に関すること。
	人権教育 · 生徒指導班	1 教育集会所の被害状況の取りまとめに関すること。 2 児童生徒の精神的な被害等への対応に関すること。
警察本部	警務班	1 装備資材等の整備及び補給に関すること。 2 警察有線通信の統制に関すること。

	1	
		3 県外部隊の派遣要請及び受入れに関すること。4 給与物品の調達に関すること。5 被疑者の留置に関すること。
	生活安全班	1 犯罪の予防に関すること。 2 経済事犯及び危険物の取締りに関すること。
	地域班	1 無線通信の統制に関すること。
	刑事班	1 犯罪の捜査及び被疑者の検挙に関すること。2 死体の検視、身元の確認等に関すること。
	交通班	1 交通情報の収集、交通規制及び交通指導取締りに関すること。2 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の確認の事務に関すること。
	警備班	1 災害救助に対する総合警察活動に関すること。2 り災地における救出救助及び避難誘導に関すること。3 災害情報の収集に関すること。4 部隊の運用に関すること。
	情報通信班	1 情報通信施設の維持管理に関すること。
受援調整部	受援総括班	1 受援全体の進捗管理に関すること。
	被災者支援 班	1 災害救助事務の運用に関すること。
	り災証明・ 住家被害認 定調査支援 班	1 り災証明書の発行及び住家被害認定調査の支援に関すること。
	人的支援班	1 市町村における人的支援需要の把握及び市町村との応援調整に関すること。
	物資支援班	1 市町村における物的支援需要の把握及び物資の配布調整に関すること。
	連絡員受入 班	1 国等からの連絡員等の受入れに関すること。
に応じて本	災害の状況 に応じて本 部長が必要 と認める班	1 災害の状況に応じて本部長が必要と認める事務

別表第三(第十条関係)

別表第三(第十条関係)			
地方本部の部	部長	所管事項	
防災管理部	地域防災監	1 地方本部事務の総合調整に関すること。 2 県本部その他関係機関との連絡等に関すること。 3 地方本部長の命令伝達及び連絡調整に関すること。 4 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。 5 災害情報及び被害状況の総括的把握に関すること。 6 市町村への連絡員派遣に関すること。 7 地域事務所における災害対応等の調整に関すること。 8 市町村の応急措置及び応援に関すること。 9 地方本部の庶務経理に関すること。	
地域政策部	地域政策部長	1 災害広報に関すること。 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関すること。 3 災害時における火薬類の保安に関すること。 4 県防災行政無線の運用に関すること。 5 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関すること。 6 防災管理部の応援に関すること。 7 り災地における廃棄物の処理に関すること。 8 政府調査団の現地における受入れ調整に関すること。	
税務部	税務部長	1 災害時における県税の特別措置に関すること。 2 他部の応援に関すること。	
健康福祉部	健康福祉部長	1 民生関係の被害状況の取りまとめに関すること。 2 義援金の受付及び救援物資の要請受付に関すること。	
農林水産事業部	農林水産事業部長	1 災害情報の連絡に関すること。 2 農林関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 現地における災害応急対策に関すること。 4 農林関係諸資材のあつせん、災害応急食糧の確保及び供給等に関すること。	
建設部	建設部長	1 水防活動に関すること。2 災害情報の連絡に関すること。3 土木関係の被害状況の取りまとめに関すること。4 現地における災害応急対策に関すること。5 土木関係諸資材のあつせんに関すること。6 交通規制に関すること。	
保健部(備前 保健所、備中 保健所及び美 作保健所に限 る。)	保健所長	1 地域災害保健医療調整本部に関すること。 2 り災地における衛生施設の管理、給水の確保、死亡獣畜の処理等 の衛生指導に関すること。 3 公衆衛生活動に関すること。	
家畜保健衛生部	家畜保健衛生 所長	1 災害情報の収集・連絡に関すること。2 災害発生時における家畜の予防衛生に関すること。3 災害発生時における家畜の防疫に関すること。	
地域事務所管理部	地域事務所長	1 気象通報の接受及び通達連絡に関すること。 2 県防災行政無線の運用に関すること。 3 災害情報の連絡に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関すること。 6 現地における災害応急対策に関すること。 7 農林関係諸資材のあつせん、災害応急食糧の確保及び供給等に関すること。	

		 8 土木関係諸資材のあつせんに関すること。 9 交通規制に関すること。 10 地域災害保健医療調整本部に関すること。 11 り災地における衛生施設の管理、給水の確保等の衛生指導に関すること。 12 公衆衛生活動に関すること。 13 その他県民局から指示のあつた事項に関すること。
黒木ダム管理部	黒木ダム管理 事務所長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。 2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。 3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
旭川ダム統合 管理部	旭川ダム統合 管理事務所長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。 2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。 3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
高梁川ダム統 合管理部	高粱川ダム統 合管理事務所 長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
湯原ダム管理 部	湯原ダム管理 事務所長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。 2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。 3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
八塔寺川ダム 管理部	八塔寺川ダム 管理事務所長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。 2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。 3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
津川ダム管理部	津川ダム管理 事務所長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。 2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。 3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
楢井ダム管理 部	楢井ダム管理 事務所長	1 ダムの洪水調節及びダムの操作に関すること。 2 関係機関への放流通知及び住民への通報に関すること。 3 ダム堤体及びダム堤体附属施設の災害応急対策に関すること。
水島港湾部	水島港湾事務所長	水島港及び水島臨海工業地帯に係る次の事務 1 水防活動に関すること。 2 災害情報の連絡に関すること。 3 土木関係被害の取りまとめに関すること。 4 現地における災害応急対策に関すること。 5 土木関係諸資材のあつせんに関すること。 6 公共土木施設の防護及び応急復旧に関すること。 7 建設部の応援に関すること。